

男女共同参画の視点による 避難所運営ガイド

(解説編)

平成26年3月

男女共同参画の視点での防災プラットフォーム
(事務局：京都府・京都府男女共同参画センター)

はじめに

「災害は、地域や社会が普段抱えている課題を襲う」
わたしたちプラットフォームのメンバーでもあり、阪神・淡路大震災以来、数多くの国内災害現場で活動してきた災害ボランティア団体代表者の言葉です。

「男女共同参画の視点による避難所運営ガイド」を作成しましたが、災害時に避難所で必要な視点は、「災害時要配慮者」と呼ばれる

高齢者、乳幼児、妊産婦、障害者、外国人、難病患者
更には、地域社会コミュニティと離れている人（自治会等に入っていない世帯やマンション等に住む人の一部）など多岐にわたります。

京都においても、「福祉避難所」の指定など「災害時要配慮者」に対する様々な取組がはじまり、また避難所について、様々な立場の人が安全に避難所で過ごすための「ユニバーサルデザイン」と呼ばれる取組も始まっております。

時代の変化とともに、避難所も「命を繋ぎとめる場所」から、「もとの生活に戻るためのステップとしての生活の場」であるとの認識が行政にも、国民にも高まりつつありますが、その一方で、従来から提唱されている課題が「災害だから仕方がない」「想定外だから」と、災害時には解決の優先順位から下げられ、その後も速やかに解決すべきであるはずなのに、そのまま放置されているものが少なくありません。

このような状況のもとで、「男女共同参画の視点による避難所運営ガイド」を作成しました。

将来的には、このガイドは、様々な課題を統合した総合ガイドに生まれ変わるのが目標です。平時から災害に備えるとともに、災害時には、被災地住民の自治会などが中心となって、避難所単位に避難所運営組織を組織し、避難所の施設管理者と協議して、避難所を開設から閉鎖まで運営するところが基本です。

避難所運営組織が避難者の様々な立場や性別、年齢などを包含し、誰もが避難所で、安心して安全な生活を送れるように、平素から、後述する「鳥の目」「虫の目」を活かしていただきたいと思います。

平成26年3月

男女共同参画の視点での防災プラットフォーム

目 次

p1	はじめに
p3	第0章 基礎
p5	第1章 避難所運営
p8	第2章 避難所設計
p11	第3章 避難所における役割分担
	第4章 女性、男性の抱える個別課題への対応
p13	第5章 ボランティアと避難所運営者との連携

参考文献

- 「女性×男性の視点で総合防災力アップ」 浅野 幸子 著
財団法人日本防火協会 発行
- 「地域防災人養成講座講義ノート」 吉村 雄之祐 編
京都府災害ボランティアセンター 発行
- 「地域災害ボランティアリエゾン養成講座講義ノート」 吉村 雄之祐 編
京都府災害ボランティアセンター 発行
- 「防災ボランティア活動の多様な支援活動を受け入れる
地域の『受援力』を高めるために」
内閣府（防災担当） 防災ボランティアのページ
<http://www.bousai-vol.go.jp/juenryoku/>
- 「避難住民の救援は、災害救助法がベース＝長期非難にも『仮設住宅,』
近代消防 2005年臨時増刊号 中川和之 著

第0章 基礎

0-1 避難所とは？

避難所とは、市区町村の地域防災計画に基づくものなど、地域ごとに災害時に避難する施設です。地震などの大規模な災害が発生し、自宅が倒壊する等の理由で居住できなくなった場合は、仮設住宅や借り上げ住宅（みなし仮設住宅）が確保されるまでの間、避難所において生活することができます。

大規模災害が発生した場合、電気、水、ガス、通信などの「ライフライン」が一定期間途絶し、被災地内での生活環境や衛生環境は悪化することが多く、更にその状況下で、平素から地域コミュニティの中で関わりが少ない世代や、様々な生活事情を抱える人が一定期間生活することになります。

0-2 災害は初動が命！

専門機関の中では「災害は初動が命」と言われます。必要なことを最初に段取りできるか否かで、その後の結果が変わってくるということです。これは何も専門機関だけの話ではありません。

例えば、阪神淡路大震災を契機に「遷延死」という言葉が知られるようになりました。適切な措置を行っていれば失わずに済んだ命のことです。避難所運営組織が機能しなかった場合、避難所に到着するのは青壮年層が先になり、放っておけば、例えば体育館だと壁際から避難者が埋まっています。

一人暮らしで病弱な高齢者が、後から避難所に来たときには、体育館の中にはもう生活スペースが無く、階段の下や廊下で生活し、その結果インフルエンザや肺炎で亡くなった例も見られました。

この時の教訓から、「福祉避難所」（※1）など様々な取組がなされておりますが、災害時に家を失った高齢者は、在宅ケアが受けられなくなりますので、災害の規模によっては圧倒的に福祉避難所の収容者数が足りなくなり、避難所において福祉的なケアを行う必要が生じてきます。

同様に、乳幼児、妊産婦、障害者、外国人、難病患者などへの配慮が必要です。

従って、災害前に施設や運営体制について、多様な視点を取り入れる取組と同時に、災害が発生すれば速やかに避難所施設において必要な措置をとることが、施設管理者にも避難所運営組織にも求められます。

※1 福祉避難所

自治体と福祉施設が協定を締結する等により、災害時に福祉ケアを必要とする人を受け入れる避難所

0-3 災害救援に関する国際的な最低基準（スフィア・プロジェクト）とは？

海外の災害救援や難民支援等の現場では、被災者や難民の生活、人権を守ることが難しい事態がしばしば発生します。「はじめに」で述べたとおり、災害や紛争が「地域や社会が普段抱えている課題を襲う」ことは国外でも同じで、特に子どもと女性が困難な状況に置かれます。（救援物資の入手や配分、避難施設の環境、衛生、暴力、性暴力、誘拐など）このため、国際機関やNGO（非政府組織）などは積極的にこの問題に取り組んでいます。

この中で、人道援助を行っているNGOと国際赤十字・赤新月運動によって、西暦1997年（平成9年）に開始された「スフィア・プロジェクト」は人道援助の際に達成すべき最低基準を定めています。海外の人道援助の最低基準ではありますが、言うなれば「災害救援に関する国際的な最低基準」ですので、当然わが国内の災害においては、最低限押さえておかなければならない基準です。

「スフィア・プロジェクト」の基準の柱

「スフィア・プロジェクト」は、その骨格をなす2本柱があります。

1 【人道憲章】

国際人道法、国際人権法や難民法を踏まえたもの

2 【権利保護（プロテクション）原則】

被災者が持つ権利の保護について

「被害を悪化させない支援」 「公正・公平な支援」

「暴力・強要からの保護」 「被害からの回復支援」

を行うとする

最低基準の4分野

「スフィア・プロジェクト」では上記の【人道憲章】【権利保護（プロテクション）原則】に基づき、以下の4つの分野において、各テーマごとに細かく

【最低基準】【取組例】【基本指針】【手引き】が示されております。

①「給水、衛生、衛生促進」 ②「食糧の確保、栄養」

③「保健サービス」 ④「シェルター、居留地、食糧以外の物品」

すべての分野に共通する重要な問題

「スフィア・プロジェクト」では前述する4分野すべてにおいて共通する重要な問題として

- ・「子ども」 ・「高齢者」 ・「障害者」 ・「心理的社会問題」
- ・「男女双方の視点での支援」 ・「HIV/AIDS」
- ・「環境（地域における生活環境全般）」

を挙げています。

第1章 避難所運営

1-1 様々な性別、世代、立場の方の運営参画

避難所は、市町村（政令市の区）が開設し、運営主体となりますが、通常は、避難所の運営は地域の自治組織（町内会、自治会）や自主防災組織が避難所を管理する施設管理者（公民館、体育館、学校など）と協議したり、あるいは発生後に「避難所運営委員会」などを組織して運営します。

避難所等の運営には男性、女性はもちろん、同性でも様々な世代や立場の方が参画していることが必要です。

男性だけで運営すると、女性の視点に気づきにくく、逆に女性だけで運営すると、男性の視点に気づきにくいです。

更には、同性でも独身、既婚、育児・介護の有無、ひとり親家庭、就業形態、青少年、壮年、高齢者など立場や年代により違う視点があります。

例えば、食物アレルギーを持つ子どもは、ここ10年で2倍以上になり、中にはアレルギー食物の摂取が即生命にかかわる子どももいます。昔は「贅沢病だ」などという偏見から省みられなかったことが多く、その時代に子育てを経験した方の中には、食物アレルギーに対する理解が少ない方もいるかもしれません。

（逆にその時代に食物アレルギーのあるお子さんを育てた経験がある方は、子育てが一段落した世代になっても、その時の苦勞を覚えていることでしょう。）

繰り返しになりますが、0-3で紹介した「スフィア・プロジェクト」には、「すべての年代の男性、女性、少年、少女では、ニーズ、脆弱性、関心、能力、対処方法が異なることを理解したうえで人道援助を行うと効果的に活動が行える」という記載があります。

日本は、人道援助を受ける前に「自助」「共助」「公助」という江戸時代から続く、3種類の災害対処（※2）があります。「共助」である地域コミュニティにおいても、同じように様々な年代や立場を理解した助け合いが必要となります。

※2 「自助」「共助」「公助」の語源は、江戸中期の米沢藩主である上杉鷹山（治憲）が提唱した「自助」「互助」「扶助」が語源であるとされます。現代の地域防災においては、おおむね以下のとおり整理されます。

「自助」：「自分の身は自分で守る」という自衛精神を示したもの
「共助」：「困った時にはお互い様」という助け合う社会的な相互扶助活動を示したもの
「公助」：自助、共助だけでは対処できない事象において対処を超えた範囲について公的機関の専門的な救助や医療などのサービス、支援を受けるもの

1-2 誰もが意見を言いやすいようにする工夫を

「何か意見は無いですか？」と聞かれて答えられる人は稀ですから、あえて最初の会議のときに必ず意見や対案を言うように役員の間で決めておき、議論しやすい雰囲気を作る方法もあります。

課 題	論 点	解 決 結 果
避難所における炊き出し当番	女性も日中仕事をしているケースが増えているのに、一律に「女性が炊き出し」担当という考え方で良いのか。 (当然ながら企業も被災の度合いにより出勤必要数は男女比問わず変動する)	それぞれの生活スタイルに合わせて、「できること」を「できるひと」が「気持ちよく」できるように、更には「一部のひと」だけに過度の負担が集中しないような役割分担をするため、意見を話しやすい、汲みやすい運営組織にする。(男女、年代含め様々な立場の人が加わること等)
アレルギー体質の子どもの食事	食物アレルギーを持つ子どもが避難し、通常の避難食を摂取できない。	子育て世代の親が運営組織において、アレルギー体質の子どもが近年激増している現状を紹介し、避難所代表者が災害対策本部に掛けあい、アレルギー対応の避難食が支給されるようになった。
介護が必要な高齢者の避難	介護が必要な高齢者の避難が長期化することにより、要介護の度合いが深刻化。	介護を行っている家庭が運営組織において現状を話した結果、福祉避難所に移動できるようになった。
介助の必要な障害者(児)の避難	<ul style="list-style-type: none"> ・明らかに目に見える障害と、そうではない障害がある。 ・困りごとが潜在化し易い。 ・避難所に入れず(本人や家族が躊躇することも含む)車の中や半壊した家で生活している。 	本人が困りごとを出しやすい雰囲気作りや、意見箱の設置、分かりやすい情報発信に工夫した。また本人や家族が望めば、福祉避難所に移動できるようになった。

「地域防災人」(※3) 養成テキストブックより抜粋編集

- ※3 京都府災害ボランティアセンターが、一般府民に「自助、共助、公助」や、防災に関する知識を向上してもらうため、府内で開講している3時間研修、講習修了者は「〇〇地域防災人：ちいきぼうさいびと」（〇〇は居住自治体の名称を冠する）の称号を受ける。

1-3 「鳥の目」と「虫の目」を持ちましょう

大規模な救助チームなどが現場に入る時に、戒めとして使われる用語に「鳥の目」「虫の目」という言葉があります。「鳥の目」とは、全体の状況をまるで鳥が上空から見ているかのように「ざっくり」と把握することです。「虫の目」とは、個別の細かい状況を虫が歩きながら見ているような視点で「ケース毎に細かく」把握することです。

では、避難所における男女共同参画の視点から見た「鳥の目」「虫の目」とは、いったいどういうことでしょうか？簡単に例示してみます。

【鳥の目】避難所のスペース、間取り、施設概要、ライフラインの状況と見込み、避難者・要配慮者数、活用できる資材概要、運営組織の現勢

【虫の目】個別の被災者の実情（性別、世代、生活環境、要介護度）

1-4 時間とともに変化する避難所（※4）

急性期（発生後～3日）

発生直後は、恐怖、不安、絶望、悲しみ、喪失感などが様々に入り乱れ、また自分が生きることによって精一杯の状態にいる人が多いとされます。時間とともにリーダーたちを選出しながら、住民が協力し合い、秩序だった行動をめざし始めますが、このリーダーが地域にいるか否かで大きく時期が変わってきます。

中期（3日～3週間）

避難所内で、ともに助け合う互助が芽生え、共同体社会が形成されます。

ボランティアも多数駆けつけ、避難所内で役割分担や、避難所生活におけるルール形成がなされます。

復興期（3週間～避難所閉鎖まで）

個人差はありますが、生活再建に向けて動き始める人が増えてきます。仮設住宅の設置とともに、避難所を退所して引っ越す人や、被災地外に転居する人も増えてきます。そして仮設住宅の数が避難者数を上回った段階を目処に、順次避難所は閉鎖されます。

- ※4 急性期、中期、復興期は災害の規模や種類により大きく変化します。時間単位はあくまでひとつの目安として考えてください。

第2章 避難所設計

2-1 性別、世代、立場など様々な方の意見を反映した早期の避難所設計

1-1、1-2、1-3を受けて、避難所設計について、災害が発生する前（平常時）から早急に地域で話し合いを行うことが必要です。

避難所運営組織の見直し

自治会に加入していない人、あるいはマンションや賃貸住宅等で自治会費のみ払っている人も、災害時にはひとつ屋根の下になりますし、行政（災害対策本部）からの支援物資の配給拠点は、基本的には避難所単位となり、災害対策本部の地区班、地域班（自治体によって名称、編成、運用は様々）の情報も避難所単位で収集、集約します。

2-2 避難所の「住民構成」に基づく避難所内のレイアウトを

避難所運営者は1-3でいう「鳥の目」により、「この避難所は要介護1以上の高齢者が約〇割」「子育て世代の家族が約半数」などと収容規模と避難者の人口構成の概略を早期に把握し、それに基づいてレイアウトを組み立てることが必要です。

2-3、2-4、2-5で後述するように、2-2と避難所の施設特徴を考慮したうえで、有効な動線、エリアなどのレイアウトを組み立てることが求められます。

2-3 男女共同参画の視点にもつながる一般的な避難所設計のポイント

出入管理

避難所における「キッズ・キッドナップ（小児誘拐）」や、窃盗、性犯罪などを防ぐためにも、避難所の出入管理を徹底し、出入口にフロントを設けて例えば、避難所内では入所者、ボランティアなど種類別の首下げ名札を着用し、訪問者についても受付で登録のうえビジター名札を交付し、退出時には毎回、回収する等の出入管理は非常に有効です。

「女性専用スペース」「男性専用スペース」の確保

スペース的な制約もありますが、公共スペースを中心に一角を仕切り、あるいは、個室部分を活用して「授乳スペース」や「化粧スペース」などを整えた「女性専用スペース」の確保が有効です。また、「男性専用スペース」や、必要に応じて使用できる個室を設けるなども重要です。

トイレ

避難所の人口比にもよりますが、おおむね「女性3：男性1」の割合でトイレの配分を考えましょう。

地震災害の場合は、トイレ配管の安全を確認したうえで使用しなければ、修理

に要する時間が格段に変わってきます。予めマンホール使用型トイレなどの補助トイレを整備しておく必要もあります。

増設される簡易トイレの設置場所や、施設内のトイレについても、動線や配置に留意し、合同パトロールの巡回ルートにして「死角」がないようにしましょう。

物干し

女性も男性も、ともに異性（特に家族以外）の目の届くところで下着を干すことには、抵抗を感じる人が少なくありません。性別で物干場を分け、遮蔽（特に女性が下着を安心して干すことができるスペースを確保）することも必要です。

また、これと同時に物干し場の防犯対策（防犯ブザーの設置や受付に近い位置に設置、合同パトロールの増加などの工夫）にも努めましょう。

仕切り

避難所は、場合によっては数ヶ月間生活する場、言わば「集合住宅」です。個人のプライバシーを確保できるように、仕切りを設けると同時に、その中にもってしまいう「避難所引きこもり状態」を防ぐためにも、掃除の時間やミーティング、体操など、生活を圧迫しない範囲で日課時限を設けて、外に出る時間を確保しましょう。

更衣室

個人スペースの仕切りだけでは狭かったり、着替えにくいいため、男女別の更衣室を設けることは、女性にとっても男性にとっても異性の視線を気にせずに着替えることができます。

キッズスペース

子どもが安心して遊び、また、夜には子どもが夜泣きした時に使える「キッズスペース」を確保することは、子育て世代の世帯が、安心して避難所で生活できることにも繋がります。

臨時入浴施設

近年の被災地では、大規模な避難所において、自衛隊などが臨時入浴施設を設置支援する場合も少なくありませんが、避難所運営者側が、例えば、設置支援を行う自衛隊からの女性隊員の助言参加を求めて、設置場所や方法を相談する方法も考えられます。

避難所内外巡回

「ひと」より「場所」に注目した視点に心がけましょう。避難所のレイアウトなどから防犯上の「死角」を抽出し、トイレ、物干し場、女性（男性）専用スペース、キッズスペースのほか、居住スペースについても、避難所にいる方が協力

して、複数の男女合同による定時および随時のパトロールを行い、運営本部との間で、例えば、トランシーバー等で常に連絡を取り合う、巡回中に必ず運営本部に異常の有無を複数回報告するなど、効果的なパトロールを行いましょう。

当然、男女別で区分けしているエリアの巡回は、同性のパトロールで行い、異性はエリア外で待機するなどの配慮が必要です。

このパトロールは単に、防犯、防火上の意味合いにとどまらず、気がついたことは何でも吸い上げる福祉的なパトロールの意味も兼ねています。

2-4 女性視点から考えた避難所設計のポイント

トイレ

2-2で前述したように、もとの男性用トイレを使用する場合も含めて、サニタリーボックスや警笛を配置するなどが効果的です。（防犯ブザーは実際に実験して音響効果を検証したうえで配置しましょう）

日用品

特に生理用品などを異性がたくさんいる前で取りに行くことには、抵抗を感じる人が多く、生理用品や下着の配布は前述2-3の「女性（男性）専用スペース」で行うなどの配慮が有効です。

授乳スペース

2-3で前述した「女性専用スペース」内または独立して「授乳スペース」を設けることは、母親や乳児が避難所で安心して生活することに非常に有効です。

化粧スペース

食糧などが安定的に配分される目処が立てば、2-3で前述した「女性専用スペース」内に、化粧スペース、姿見や、支援物資の中の女性用小物を選んだりできるようにすることは、生活に潤いを与えたり、活力を見出すためにも非常に有効です。

2-5 男性視点から考えた避難所設計のポイント

トイレ

男性幼児の中には、母親と同伴して小用を足す子どもがいますが、成人男性の中には、女性の隣で小用をすることに対して抵抗を感じる人もいます。男性用トイレ小用の、入口に近い部分は「幼児優先」と明示し、同伴した母親も、利用する成人男性もともに利用しやすい環境を作ることも必要です。

第3章 避難所における役割分担

3-1 性別だけでない役割分担

仕事、育児、介護など、避難者にはそれぞれの事情があります。性別や年齢だけで固定化せず、「できること」を「できるひと」が「気持ちよく」できるように、前述1-1の避難所運営組織で多様な意見を反映させた役割分担が求められます。

炊事や掃除についても、男女がともに参加できる環境整備を行うことが必要です。

阪神・淡路大震災や東日本大震災、その他の災害でも、避難所に避難していた子どもたちが、学校が再開されるまでの間、自主的に避難所のボランティアに参加した例も数多くあります。

3-2 役割の固定化を避ける

3-1で気をつけなければならないのは、「できるひと」に過度の負担が集中しないようにすることです。避難所生活は、長いときで数ヶ月に及び、避難所入所者は増減し、一般的に仮設住宅の入居が始まると段階的に一気に減少します。

そのためにも役割の固定化を避け、作業初心者も参加する仕組みづくりが求められます。

例1：男性、女性混合で少数の班を編成し、1つの作業に複数の班が参加するようにして、一定期間でローテーションする方法。退所すれば班を順次統合して埋める。

例2：毎回「お助け班」を順番にまわし、手が足りないところに助けに入る。

第4章 女性、男性の抱える個別課題への対応

4-1 女性の抱える個別課題

人口の半分が女性であるにも関わらず、過去の被災現場においては女性視点についての災害時の取り組みが充分であったとは言い難く、地域防災計画等施策への反映や研究は緒についたばかりです。

被災地において、ライフラインが不十分な中、多くの女性が給水車まで毎日水汲みに行く光景も珍しくありませんでしたが、問題はそうした数々の現状について「災害だから仕方のないこと」としてきた風潮にあります。

4-2 男性の抱える個別課題

東日本大震災やそれまでの数々の災害現場においても、行政や自衛隊、消防、警察、医療など、救援に携わる多くの職員が、極限までの疲労に耐えながら家族と離れて活動に奔走しました。また地域での救援活動に奔走した人もいる一方で、一部の事業所では、一番に会社に出勤したか、会社から家に何日も帰らなかった

ことが賞賛される風潮があり、これらの行為が全体的に見て、救援や復旧に有益であったのかは検証される必要があります。

また、過去の災害においては災害に伴う失業などで、それまで仕事一筋に生きてきた男性の中には、ストレスによるアルコール依存症、ギャンブル依存症になる人も少なくなく、阪神淡路大震災の孤独死のうち男性は7割、うち3割は肝硬変とも言われております。

4-3 相談、助言体制の確立

残念ながら避難所において、万が一、性的被害に遭ったりした場合、それを打ち明ける相手がなければ、時間のみが経過し、被害者は精神的にも身体的にも取り返しがつかなくなります。

更には、例えば、育児で精神的にも疲れている人にとっては、たとえ仕切り等でプライバシーが一定確保されたとはいえ、災害そのもののストレス、生活不安のストレス、更には自宅ではない避難所という場所でのストレスが加わり、中には精神的にとってもつらい状況に陥る人もいます。

その際に、避難所運営組織の中に相談、助言できる人がいること、更には専門家に簡単にアクセスできる体制を作っておくことは、非常に大切なことです。

また、避難所の相談窓口は、プライバシーが守られる場所を確保するように努めましょう。

4-4 専門機関、中間支援組織との連携

「代理受傷」という言葉を聞いたことはありますか？

災害時には、一瞬で大切な家族や親しい人を失ってしまったり、家を失った方、家族や親しい人の安否や行方が分からない方、更には家族や他人が災害によって惨たらしく生命を奪われた姿を目の当たりにしてしまった方がおられます。(多数の方がそういう目に遭われるということです)。

これらの方の苦しみに寄り添うために、傾聴することは大事なことです。傾聴者がまるで自分が体験したかのように感じてしまい傷つくことを「代理受傷」と言います。このうちの一部の人はPTSD(心的外傷ストレス症候群)を発症してしまうこともあるため、心理的なケアが必要となります。

大規模災害時には、府県の枠を超えて各地の「男女共同参画センター(女性センター)」や専門機関、団体、更にはそうした団体をつなぐ「中間支援組織」(市民活動センターなど)から多くのスタッフやボランティアが被災地に入ります。

被災地内の災害ボランティアセンターや市民活動センター、更には男女共同参画センター等は、災害時において、支援に入った上記の機関団体と連携して、避難所に繋げてゆくことが求められます。

避難所運営組織が、災害時にこうしたセンターといかに早く接点を持てるかということも、課題解決に大きく左右されます。

第5章 ボランティアと避難所運営者との連携

5-1 災害ボランティアとは

災害が発生した後、被災地内外において、被災者や被災地の復旧の為に自発的に活動する人のことを言います。広義には、災害が発生する前において、防災、減災の啓発活動や訓練などに取り組むボランティアも指します。

過去には、大正12年の関東大震災においても、東京帝国大学のボランティア活動などの記録があり、近年では平成7年の阪神・淡路大震災（延べ137万7300人が参加）や、平成9年のナホトカ号重油災害（27万4600人）、平成16年の台風23号（4万4500人）、平成22年の東日本大震災（132万7600人 ※5）などがあり、京都でも、平成25年の台風18号では、延べ8500人以上がボランティアに参加しています。

※5 平成25年11月末日現在の数字

5-2 地域と災害ボランティア

地震災害では避難所にもボランティアがやってきます。一般的に災害ボランティア活動に参加する人の7割以上は、初心者であると言われています。過去の災害では、地域とボランティアとの関係が非常に良好であり、その後長く交流が続いている地域もあります。

（例：宮城県気仙沼市大島、福島県浪江町、福島県川内村、福島大学、いわき明星大学と京都、岩手県山田町と三重など）

一方で、善意による活動であっても、被災した地域の人たちとの感情の摩擦や、ボランティア同士の意見の食い違いなど、様々な問題が起こった地域や活動現場も過去に存在しました。そのため、ボランティア活動を行う際には、必要な知識を事前に学ぶ必要があります。

地域における防災を個人として学ぶには

京都府災害ボランティアセンターでは、各市区町村単位を基準に、府民の方に家庭や地域や職場などでの防災に関する意識を高めていただくため、「地域防災人（ちいきぼうさいびと）」養成講座を開催しております。この講座は講義形式で、3時間程度の講座で、修了者には「地域防災人」の称号が受けられます。（※6）

地域とボランティアとの連携を学ぶには

京都府災害ボランティアセンターでは、各市区町村単位を基準に、地域の自主防災リーダーなどを対象とした「地域災害ボランティアリエゾン」養成講座を開催しております。この講座は講義および演習形式で、5時間程度の講座で、修了者には「地域災害ボランティアリエゾン（連絡員）」の称号（有効3年）が受けられます。（※7）

※6・※7 これらは「資格」ではなく「称号」です。

5-3 支援に入るボランティアが組織化されている場合

支援に入るボランティアが「災害ボランティアセンター」から紹介を受けて派遣される場合、予め「災害ボランティアセンター」との連絡を密にして、避難所側の要望がボランティアに反映されやすいようにしましょう。

支援に入るボランティアが、「災害ボランティアセンター」を通さず、災害ボランティア団体やNGO（非政府組織）などから直接来所した場合、その団体のリーダーと避難所運営組織が1-1の仕組みの中でともに意見交換できる環境を整えましょう。

そのうえで、ボランティアセンターやボランティア団体に対して、男性および女性のリーダーの配置を求めると、避難所運営組織の女性（男性）リーダーと、ボランティアの女性（男性）リーダーとの間で気づいた点の意見交換や相談がし易くなります。

5-4 支援に入るボランティアが組織化されていない場合

支援に入るボランティアが「災害ボランティアセンター」を通さず、更にどの組織にも所属していない個人のボランティアの場合、避難所運営組織はまず身分確認を行ったうえで、どの程度の期間活動できるかボランティアと話し合い、避難所運営の方針について説明したうえで活動してもらうことが必要です。この場合においても、前述した3-1、3-2の視点を持って活動してもらうことが必要です。

<本ガイドに関する問い合わせ先>

京都府府民生活部男女共同参画課

TEL:075-414-4291 (4292)

<http://www.pref.kyoto.jp/josei/index.html>

京都府男女共同参画センターらら京都

TEL:075-692-3433

<http://www.kyoto-womensc.jp/index.html>